

議案第四号

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年杉並区条例第八号）の
 一部を次のように改正する。

投票管理者	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
-------	---------	---------	---------

を

投票管理者	一五、〇〇〇円（期日前投票 の場合は、一三、〇〇〇円）	一五、〇〇〇円（期日前投票 の場合は、一三、〇〇〇円）	一五、〇〇〇円（期日前投票 の場合は、一三、〇〇〇円）
-------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

に、

別表中

投票立会人	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
-------	---------	---------	---------

を

投票立会人	一二、〇〇〇円（期日前投票の場合、一一、〇〇〇円）	一二、〇〇〇円（期日前投票の場合、一一、〇〇〇円）	一二、〇〇〇円（期日前投票の場合、一一、〇〇〇円）
-------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

に改め、同表

に備考として次のように加える。

備考 投票立会人の立会時間が投票時間の二分の一である場合の報酬の額は、六、〇〇〇円（期日前投票の場合は、五、五〇〇円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、期日前投票における投票管理者及び投票立会人の報酬の額を定める等の必要がある。